

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2023.2.14

国際のETF VIX短期先物指数

追加型投信／海外／その他資産／ETF／インデックス型

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社は「国際のETF VIX短期先物指数」につきまして、繰上償還および当該繰上償還にかかる投資信託約款の重大な内容の変更を行うべく、書面決議の手続きを行うことを決定いたしました。くわしくは、表紙裏面「追加的記載事項」をご確認ください。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	その他資産	ETF	インデックス型	その他資産	年1回	北米	なし	その他 S&P 500 (VIX短期先物指数)

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、外国有価証券指数等先物取引です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「国際のETF VIX短期先物指数」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年2月13日に関東財務局長に提出しており、2023年2月14日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額:24兆4,407億円

(2022年11月30日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:野村信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

*追加的記載事項の内容は、2021年11月10日付の適時開示情報を基に記載したものです。

「国際のETF VIX短期先物指数」の信託終了(繰上償還) および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定 ならびに監理銘柄(確認中)への指定のお知らせ

委託会社は、当ファンドにつきまして、繰上償還および当該繰上償還にかかる投資信託約款の重大な内容の変更(以下、「重大な約款変更」といいます。)を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを決定いたしました。当該書面決議においては、2023年11月14日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めました。

なお、当該繰上償還および繰上償還にかかる重大な約款変更に関する書面決議が可決された場合、2024年2月13日付で約款変更を実施、2024年2月14日を信託終了日として繰上償還する予定であり、当ファンドは2021年11月10日以降、東京証券取引所において監理銘柄(確認中)に指定されます。

1. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程（予定）

書面決議の対象受益者の確定基準日	2023年11月14日（火）
書面決議に関する書類発送日	2023年12月20日（水）
議決権行使書面による議決権行使期限	2024年1月9日（火）
書面決議日	2024年1月11日（木）
買取請求開始日（予定）	2024年1月12日（金）
買取請求終了日（予定）	2024年1月31日（水）
約款変更実施日（予定）	2024年2月13日（火）
信託終了日（予定）	2024年2月14日（水）

2. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

「監理銘柄（確認中）」への指定	2021年11月10日（水）
「整理銘柄」への指定	2024年1月11日（木）
東京証券取引所における最終売買日	2024年2月9日（金）
上場廃止日	2024年2月12日（月）

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

3. 繰上償還および繰上償還にかかる重大な約款変更の内容および理由

<内容>

当ファンドの信託期限を無期限から2024年2月14日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。

<理由>

当ファンドは東京証券取引所への上場以来「運用の基本方針」に則り、基準価額の変動率を、円換算したS&P 500 VIX 短期先物指数（S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目指して運用を行ってまいりました。

当ファンドの対象指数はその性質上、短期的に大きな収益機会をご提供できることもある一方、市場のボラティリティが低い状況においては徐々に価値が減少していく特性を有しており、これに伴い当ファンドも基準価額が逡減する特性を有しております。このため、基準価額が低水準となり、1口当たりの基準価額における1円の変化が与える影響が相対的に大きくなったことを受け、2017年9月に、投資家のみなさまに、より適正・円滑な形で取引を行っていただけるよう受益権併合を実施いたしました。基準価額はふたたび逡減傾向にあります。なお、当ファンドの取引所での取引価格は、市場の需給により影響を受けますが、理論的には裁定が働くことから、基準価額から大きな乖離が生じにくい傾向にあり、同様の経過を辿っております。

今般、再度の受益権併合の実施についても検討いたしましたが、上述の価格特性を有していることから、今後もお提供し続けることで将来的に投資家のみなさまの大切なご資産を減価させてしまう可能性を考慮し、再度の受益権併合ではなく、投資信託約款第 43 条および第 49 条に規定している「受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合」に該当すると判断いたしました。一方で、他の商品にはみられない価格特性をもつ商品として、市況によっては短期的に大きな収益機会をご提供できることもあり*、それを期待している投資家のみなさまの売却機会に配慮する必要があると考えました。

そのため、繰上償還の手続を行うことについて通常より早期に決定し、信託期間を無期限から 2024 年 2 月 14 日までとする投資信託約款の重大な変更と繰上償還手続きに係る書面決議までの期間を 2 年程度確保する日程といたします。

*必ずしも大きな収益が得られるということを示唆・保証等するものではありません。

【投資家のみなさまへ】

当社（委託会社）は当ファンドを2010年12月15日に純資産3億100万円で設定し、2010年12月20日に東京証券取引所に上場いたしました。当ファンドは、他の商品にはみられない価格特性をもつ商品として、上場以来多くの投資家のみなさまに活用いただいてまいりました。しかしながら、短期的に大きな収益機会をご提供できることもある一方、対象指数が、市場のボラティリティが低い状況においては徐々に価値が減少していく特性を有することから、当ファンドも中長期的には価格が逡減する特性を有しており、投資家のみなさまの中には、大きな損失を被られた方もいらっしゃるのではないかと危惧しております。

また、価格が低水準となるにつれて、1円の変化が与える影響が相対的に大きくなり、対象指数の変動を捉えにくくなる状況となることから、2017年には、わが国で初めてとなる受益権併合を実施し、投資家のみなさまに、より適正・円滑な形で取引を行っていただけるよう対応してまいりました。しかしながら、中長期には価格が逡減していくという特性が誤解なくご理解いただけているのか、また、広く一般の投資家のみなさまに投資いただくのに適した商品であるか、これまで頂戴してきた多くのご意見をふまえ、当ファンドの継続の是非について、社内で議論を重ねてまいりました。

その結果、価格が逡減していく特性を有する当ファンドのご提供を続けることで、将来的に投資家のみなさまの大切なご資産を減価させてしまう可能性を考慮し、この度、当ファンドを繰上償還することを提案させていただき、書面決議にお諮りするという決断に至りました。

なお、この決断に際して、投資家のみなさまが当ファンドのお取引についてご判断いただく期間をできる限り長く設けるため、異例ではございますが、2021年11月10日から上場廃止予定日（書面決議により可決された場合）まで2年3カ月程度の期間を設けることといたしました。（書面決議で重大な約款変更が否決された場合、繰上償還は行われず上場・運用が継続されます。）

つきましては、当ファンドをお持ちのご投資家のみなさまには、当ファンドの特性をご認識いただいた上で、上場廃止の可能性をふまえ、お取引のご判断をご検討賜りたく存じます。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

4. 書面決議の判定

繰上償還および当該繰上償還にかかる重大な約款変更を実施するため、2023年11月14日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定め、書面決議を実施する予定です。なお、繰上償還および当該繰上償還にかかる重大な約款変更は、2023年12月20日頃にお送りします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内（2023年12月21日から2024年1月9日）に賛成の意思表示をされた受益者（法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2023年11月14日の受益権口数が、同日現在の受益者の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

5. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還および当該繰上償還にかかる約款変更に反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」第18条および同法第20条で準用する同法第18条に基づいて、2024年1月12日から2024年1月31日までの間に、当ファンドの受託会社に対して、2023年11月14日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取れることを同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

6. 取得申込および一部解約の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、当ファンドの取得申込は2024年1月12日以降、一部解約は2024年2月7日以降、受け付けないこととします。

<ご参考>

国際のETF VIX短期先物指数
投資信託約款変更案の新旧対照表

下線部_____は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
(信託期間) 第5条 この信託の <u>期間は、信託契約締結日から2024年2月14日までとします。</u>	(信託期間) 第5条 この信託は、 <u>期間の定めを設けません。ただし、第43条第1項および同条第2項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定により信託を終了させることがあります。</u>

以上

当ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

ファンドの目的・特色

● ファンドの目的

基準価額の変動率を、円換算したS&P 500 VIX短期先物指数(S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return)の変動率に一致させることを目指して運用を行います。

● ファンドの特色

- ① 主として、外国有価証券指数等先物取引^{*1}を行うことにより、基準価額の変動率を円換算したS&P 500 VIX短期先物指数(S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。)の変動率に一致させることを目指します。
なお、当ファンドは米国国債等へも投資を行います。

- (注) ・当ファンドは、あくまでも円換算した「S&P 500 VIX短期先物指数」に連動する投資成果を目指すものであり、円換算した「VIX指数^{*2}」に連動する投資成果を目指すものではありません。
・当ファンドは、中長期的には時間的価値の減価などによる影響を受ける傾向があると考えられます。
・VIX指数が変動を繰り返して元の水準に戻った場合でも、当ファンドの基準価額が元の水準に戻るとは限りません。

<S&P 500 VIX短期先物指数について>

S&P 500 VIX短期先物指数とは、CBOE^{*3}先物取引所(CBOE Futures Exchange)に上場されているVIX指数先物の第1限月と第2限月をロールオーバー^{*4}した場合のリターンを指数化したものです。

- *1 外国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引と類似の取引をいいます。
*2 VIX指数について
「VIX」とは、ボラティリティ・インデックス(Volatility Index)を指します。VIX指数とは、CBOEがアメリカの主要株価指数の1つであるS&P500種指数のオプション取引の値動きをもとに算出・公表するものであり、将来の株式市場に対する投資家心理を示すものとして利用されています。数値が高いほど投資家が相場の先行きに不透明感を持っているとされます。
*3 Chicago Board Options Exchange(シカゴオプション取引所)
*4 日次にて、買い建てていた第1限月を売却、第2限月を買付ける取引を行い、それぞれの限月に係る取引の加重平均した残存日数を1ヵ月に維持しています。

(注)当ファンドでは、対象指数に、対象指数の算出日の翌営業日の対顧客電信売買相場仲値をかけて計算した「円換算した対象指数」をベンチマークという場合があります。

- 外国有価証券指数等先物取引においては、日次にて、買い建てていた第1限月を売却、第2限月を買付ける取引を行い、それぞれの限月に係る取引の加重平均した残存日数を1ヵ月に維持することを基本とします。
- ・ 取得申込みに伴い、円換算した対象指数との連動性を維持することを目的として、当日中に当該取得申込みに係る金額相当分について外国有価証券指数等先物取引を行う場合があります。この場合、一時的に、外国有価証券指数等先物取引の買建額が当ファンドの純資産総額に対し100%を超過することがあります。
- 市況動向等によっては、対象指数への連動を目指す上場投資信託証券等に投資する場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

*資金動向や市況動向等の事情によっては、①のような運用ができない場合があります。

② 年1回決算を行い、収益の分配を行います。

- 毎年11月14日に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

【収益分配方針】

- 分配対象収益額の範囲は、経費控除後の配当等収益の全額とします。売買益(評価益を含みます。)からの分配は行いません。
 - 分配対象収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- *将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。**

③ 受益権は金融商品取引所に上場されています。

- 受益権が上場されている金融商品取引所は、東京証券取引所です。(上場日:2010年12月20日)
- 東京証券取引所の取引時間中であればいつでも次により売買することができます。
 - ・ 売買単位は1口単位です。
 - ・ 売買手数料は、取次ぎの証券会社が独自に定める金額とします。
 - ・ 売買方法は原則として株式と同様です。
くわしくは取次ぎの証券会社へお問い合わせください。

S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total ReturnはS&P Dow Jones Indices LLCとその関係会社(以下、SPDJII)、及びChicago Board Options Exchange, Incorporated(以下CBOE)が所有する登録商標であり、三菱UFJ国際投信に対して利用許諾が与えられています。Standard & Poor's[®]、S&P[®]は、スタンダード&プアーズファイナンシャル サービスズ エル エル シー(以下S&P)が、Dow Jones[®]はダウ ジョーンズ トレードマーク ホールディングス エル エル シー(以下Dow Jones)が各々所有する登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信に対して利用許諾が与えられています。VIX[®]はCBOEが所有する登録商標であり、SDJIと三菱UFJ国際投信に対して利用許諾が与えられています。

SPDJII、Dow Jones、S&P及びその関係者、もしくはCBOEは「国際のETF VIX短期先物指数」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当該指数のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

● 主な投資制限

外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
投資信託証券への投資 ※上場投資信託証券*を除きます。	投資信託証券への投資割合は、当ファンドの純資産総額の5%以内とします。

*金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。



投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク

当ファンドは、主に外国有価証券指数等先物取引に係る権利(VIX指数先物)および米国国債に投資を行います。

当ファンドの対象指数であるS&P 500 VIX短期先物指数は、VIX指数先物取引の価格に基づくものであり、VIX指数の算出元であるS&P500種指数のオプション取引の価格やVIX指数先物取引の需給等の影響により変動します。また、一般に、債券の価格は市場金利の変動等を受けて変動します。

したがって、VIX指数先物や組入債券の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。なお、一般的に、対象指数の値動きは株式市場の値動きとは異なり、また、その変動幅は大きい傾向にありますので、十分ご注意ください。

為替変動リスク

当ファンドは、主に米ドル建のVIX指数先物および米国国債に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券等の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体等の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落(利回りは上昇)すること、利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

制度変更等に関するリスク

将来的にVIX指数先物の取引に係る規制の変更等により当ファンドが不利益を被る場合には、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

<<円換算した対象指数と当ファンドの基準価額の主な乖離要因>>

当ファンドは、VIX指数先物および米国国債への投資を通じて、基準価額の変動率を円換算した対象指数の変動率に一致させることを目指しますが、次のような要因により、円換算した対象指数と基準価額の値動きが一致しない場合があります。

- 当ファンドの信託報酬や、投資しているVIX指数先物等の売買にかかる費用等の負担があること
- VIX指数先物は、株価変動の他、需給やVIX先物指数に対する期待等の影響により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があること
- 設定・解約への対応や、S&P 500 VIX短期先物指数のVIX指数先物構成比に合致させるために行う日々の売買においてVIX指数先物の投資比率が必ずしも当ファンドの純資産総額の100%とならないこと
- 資金の流出入と、当該資金の流出入に伴うVIX指数先物および米国国債の売買との間に時間差が生じること
- 外貨建資産の評価に用いる対顧客電信売買相場の仲値が、公表後に修正される場合があること

※上記は主な乖離要因であり、これらに限定されるものではありません。

● その他の留意点

- 当ファンドの受益権は、金融商品取引所に上場され、当該金融商品取引所で取引されます。その取引価格は、当該金融商品取引所における需給関係によって形成されるため、必ずしも対象指数や基準価額と一致した推移とならず、一般に乖離が生じます。
- 分配対象収益の全額を分配することを原則としますが、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合または対象指数が廃止された場合は、繰上償還されます。
- 当ファンドの対象指数はその性質上、市場のボラティリティが低い状況においては徐々に価値が減少していく可能性があり、これに伴い当ファンドの基準価額も逡減する可能性があります。
- 当ファンドの基準価額水準によっては、受益権の併合を行う場合があります。
- 受益権の併合を行う場合には、併合後の1口に満たない受益権(端数受益権)は換価処分の上、持分に応じて受益者にお返しすることとなります。
- 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

<<連動対象指標の特徴と留意点>>

<原資産の価格を利用する指標との差異>

当ファンドは、円換算した「S&P 500 VIX短期先物指数」に連動する投資成果を目指すものであり、円換算した「VIX指数」に連動する投資成果を目指すものではありません。

<ロールオーバー時の損益について>

期近の先物価格よりも期先の先物価格が高くなっていく順鞘の状態(以下「コンタンゴ」といいます。)においては、次限月以降の限月に乗換え(以下「ロールオーバー」といいます。)を行う際に損失が発生します。

市場がコンタンゴの状態にあり、期先の先物価格が期近の先物価格(売却する先物の価格)よりも常に高い状態にある場合、ロールオーバーに伴う損失により、投資家の元本は大幅に目減りすることとなります。

<留意すべき投資スタイル>

(中長期的な投資)

コンタンゴの状態が多くなる場合、ロールオーバー時の損失が累積することによって対象指標が減価するおそれがあるため、中長期的な投資を行う場合には留意が必要です。

VIX指数が変動を繰り返して元の水準に戻った場合でも、当ファンドの基準価額が元の水準に戻るとは限りません。

● リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

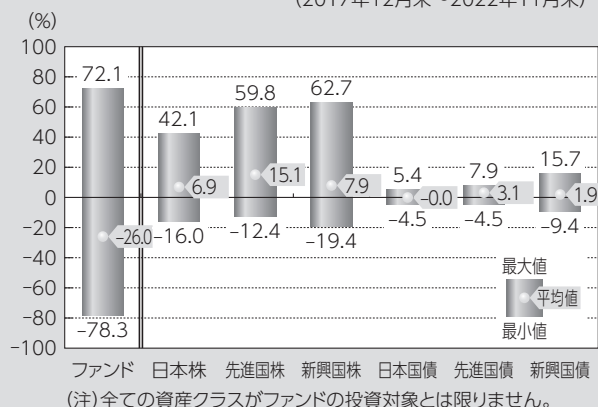
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年12月末～2022年11月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年12月末～2022年11月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドは、2017年9月15日に200:1の比率で受益権の併合を行い、2018年8月14日に主要投資対象の変更を行いました。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

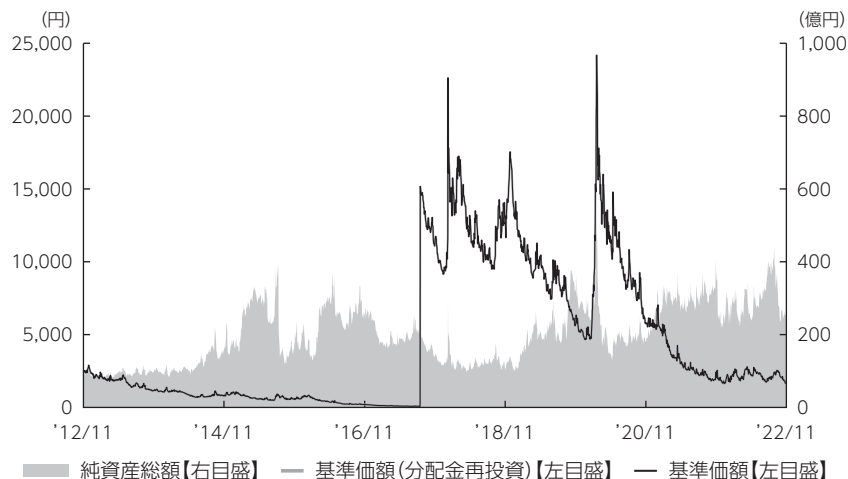
資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



※ファンドは、2017年9月15日に200:1の比率で受益権の併合を行い、2018年8月14日に主要投資対象の変更を行いました。

■ 基準価額・純資産の推移 2012年11月30日～2022年11月30日



・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	1,708円
純資産総額	332.4億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2022年11月	2円
2021年11月	0円
2020年11月	0円
2019年11月	0円
2018年11月	0円
2017年11月	0円
設定来累計	2円

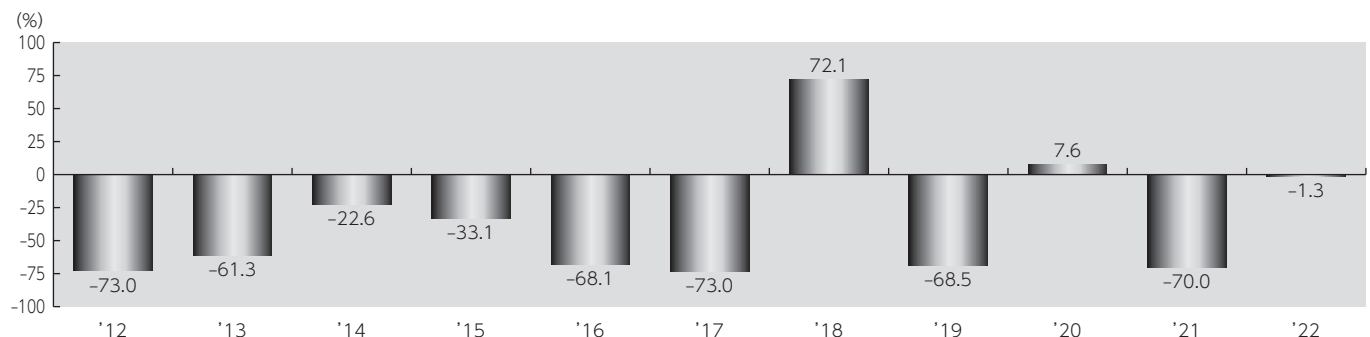
・分配金は1口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	比率	組入上位銘柄	比率
その他先物	101.7%	1 CBOE VIX2212	61.2%
現物債券	57.4%	2 CBOE VIX2301	40.6%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■ 年間収益率の推移



・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
・2022年は年初から11月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、追加設定時信託財産留保額を加えた価額 ※基準価額は1口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
当初元本	当初元本1口につき、2,618,400円 ※2017年9月15日に200:1の比率で受益権の併合を行いました。
換金単位	1万口以上1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	次のいずれかに該当する場合は、購入・換金はできません。 <購入> ①購入申込受付日またはその翌営業日が、次の外国の金融商品取引所等(以下「外国金融商品取引所等」といいます。)の休業日のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・CBOE*1先物取引所(CBOE Futures Exchange) ・ニューヨーク証券取引所 ・ニューヨークの銀行 ②購入申込受付日が、「国内休業日*2、かついずれかの外国金融商品取引所等の休業日でない日」の前営業日または翌営業日に該当する場合 ③購入申込受付日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日(ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日)に該当する場合 ④上記①～③のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合 *1 Chicago Board Options Exchange(シカゴオプション取引所) *2 日本における委託会社または受託会社の休業日をいいます。 <換金> ①換金申込受付日またはその翌営業日が、外国金融商品取引所等の休業日のいずれかに該当する場合 ②換金申込受付日が、「国内休業日、かついずれかの外国金融商品取引所等の休業日でない日」の前営業日または翌営業日に該当する場合 ③換金申込受付日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日(ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日)に該当する場合 ④換金申込受付日から起算して6営業日目までの期間に外国金融商品取引所等の休業日が3日以上ある場合の当該申込受付日 ⑤上記①～④のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合 なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては受付けることができます。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2023年2月14日から2024年2月13日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
購入制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の購入のお申込みに制限を設ける場合があります。なお、上記のほか、受益権の再分割または併合を行う場合には、購入のお申込みに制限を設ける場合があります。

換 金 制 限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。なお、上記のほか、受益権の再分割または併合を行う場合には、換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	<p>金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。</p> <p>また、上記のほか、次のいずれかに該当する場合には、購入・換金の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。</p> <p><購入・換金時></p> <ul style="list-style-type: none"> 当ファンドが行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会が行われないうちもしくは停止されたとき。 当ファンドが行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンド当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 当ファンドが行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、当ファンドの取得申込みおよび解約に係る当該先物取引が市場価格の形成に著しい影響を与えると委託会社が判断したとき。 <p><換金時></p> <ul style="list-style-type: none"> 当ファンドが行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、当ファンドの換金のお申込みに係る当該先物取引が完了しなかったとき
信 託 期 間	無期限(2010年12月15日設定)
繰 上 償 還	<p>以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当ファンドの純資産総額が1億円を下回ることとなった場合 円換算した対象指数の変動率と基準価額の変動率とが継続して著しく乖離している場合 当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき やむを得ない事情が発生したとき <p>なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合または対象指数が廃止された場合には、繰上償還となります。</p>
決 算 日	毎年11月14日
収 益 分 配	年1回の決算時に分配を行います。
信 託 金 の 限 度 額	2,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書(全体版)の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認ください。
課 税 関 係	<p>課税上は、上場証券投資信託として取扱われます。</p> <p>上場証券投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。</p> <p>ただし、上記制度の適用を受けるためには、分配金の受取方法として、「分配金を販売会社の口座で受領する方法(株式数比例配分方式)」を選択している必要があります。</p> <p>くわしくは、販売会社にお問合わせください。</p> <p>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</p>

繰上償還に関する書面決議が可決された場合、以下の項目については内容が次のとおり変更となります。

信 託 期 間	2024年2月14日まで(2010年12月15日設定)
---------	-----------------------------

● ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	上限38,500円(税抜 35,000円)として、販売会社が独自に定める額、または購入価額に上限3.30%(税抜 3.00%)として、販売会社が独自に定める率をかけた額	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
換金時手数料	支払先	換金時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	上限38,500円(税抜 35,000円)として、販売会社が独自に定める額、または換金価額に上限3.30%(税抜 3.00%)として、販売会社が独自に定める率をかけた額	換金に関する事務手続等
(換金される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
追加設定時 信託財産留保額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に0.05%をかけた額		
解約時 信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.05%をかけた額		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.3960%(税抜 年率0.3600%)以内 をかけた額		
	$1口当たりの信託報酬 = 保有期間中の平均基準価額 \times 信託報酬率 \times (保有日数 / 365)$		
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。		
	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
	委託会社	0.3100%	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
	受託会社	0.0500%	当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。			
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人に支払われる当ファンドの監査費用 ・ 有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・ 有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・ その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 上記のほか、以下の費用・手数料についても当ファンドが負担する場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益権の上場にかかる費用 ・ 対象指数についての商標使用料 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。		

※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

●税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
売却時、換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2022年11月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

